

令和7年3月新規高等学校卒業者の就職に係る申合せ事項

I 令和6年度応募前職場見学について

応募前職場見学を実施する。

1 趣 旨

就職を希望する生徒が、応募前に直接事業所を訪問し、求人票に記載されていない内容等を確認することは、自己の個性・適性に合った職種や応募先を決定する上で効果的であるため。

2 実施に当たっての留意事項

- (1) 新規学校卒業者職業紹介業務取扱要領に従い実施するものとする。
ただし、教員等が引率した場合、「職場見学確認書」は省略可能とする。
- (2) 対象生徒は、当該事業所への応募を検討中、若しくは学校からの推薦を得て応募する予定のものに限る。
- (3) 見学期間は、原則として夏季休業中とする。
- (4) 教員のもとで実施することが望ましいが、やむを得ず生徒のみで参加する場合は、保護者の同行や任意保険への加入等を推奨する。
なお、就職サポーター等の企業訪問に合わせて実施する場合は、教員の引率がなくてもよいこととする。
- (5) 求人者は、学校及び生徒に対して職場見学依頼書以外の書類の提出を求めないようにする。
- (6) 求人者は、求人者と生徒の面談機会において生徒本人の状況を聴取する等、採用選考類似の行為をとらないよう十分留意する。

II 令和6年度就職慣行について

10月1日以降は一人二社までの複数応募・推薦を可能とする。

1 趣 旨

新規高卒者の就職を取り巻く環境が変化する中、生徒の意思等に基づく職業及び事業所の選択・決定を効果的に実施するため、応募・推薦の機会を拡大するため。

2 実施に当たっての留意事項

- (1) 生徒が作成する履歴書の備考欄に「専願」・「併願」の別を明記する。
- (2) 併願可の求人事業所は求人票に、「複数応募可」を記入する。

- (3) 山口県総務部学事文書課及び山口県教育庁高校教育課は、高等学校等に対して、趣旨及び複数応募・推薦を可能にする旨の周知徹底を図る。
- (4) 山口労働局職業安定部職業安定課（山口労働局職業安定部を以下「局」という）、各公共職業安定所（以下「安定所」という。）及び経済団体は、県内の求人事業所に対して、複数応募・推薦を可能にする旨の周知徹底を図るとともに、理解、協力を求める。
- (5) 求人枠の拡大及び選考結果の早期通知（10日程度）を求める。

卒業前に求人者が実施する研修及び研修に類するものは、その名称の如何に関わらず行わないこととする。

なお、研修に類さない内定式を行う場合においても、学校教育に支障をきたさないよう日程を調整することとする。

1 趣 旨

卒業前に求人者が実施する実習・研修等は学校教育に支障をきたし、また災害発生が懸念されるため。

なお、卒業後、入社までの間に研修及び研修に類するものを行う場合は、求人者責任のもとに行うこととする。

Ⅲ 民間職業紹介事業者による職業紹介等について

1 趣 旨

民間職業紹介事業者（以下「事業者」という。）が山口県内の高等学校卒業予定者の職業紹介を行うに当たり、高校生の職業紹介が適切に運用されるようにするため。

2 実施に当たっての留意事項

- (1) 局職業安定課、安定所及び経済団体は、県内の事業者に対して、採用選考日程等については、「高等学校就職問題検討会議」における取りまとめを遵守するよう周知徹底を図る。
- (2) 局職業安定課、安定所及び経済団体は、県内の事業者に対して、複数応募等については「山口県高等学校就職問題検討会議」における申合せを遵守するよう周知徹底を図る。
- (3) 事業者は、職業安定法や同法に基づく指針（※）を十分に踏まえ、事業者としての責務を果たす。

※「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」

(平成11年労働省告示141号)

- (4) 応募書類については、「全国高等学校統一応募書類」を使用する。
- (5) その他事業者が担う事項及び高校等に関する事項(学校が関与すること)については別紙に定めるとおりとする。

3 求人受理及び職業紹介について

- (1) 局職業安定課需給調整事業室は、県内の事業者に対して、求人の申込みが職業安定法第5条の6第1項各号のいずれかに該当するか否かについて厚生労働省が示す様式例第7号(自己申告書)により求人者に対して自己申告を求め、求人不受理の対象に該当した場合は、これを受理しないよう周知徹底を図る。
- (2) 局職業安定課、安定所及び経済団体は、県内の事業者に対して、求人受理に当たっては、安定所が使用する高卒用求人票様式と同一内容の様式により行うとともに、「青少年雇用情報シート」を活用し求人者に対し青少年雇用情報の提供を求めるよう周知徹底を図る。
- (3) 事業者は、毎年5月に安定所が開催する新規学卒者を対象とした学卒求人説明会を受講することが望ましい。
- (4) 事業者は、職業紹介に当たっては、生徒が職業知識や労働法等の知識に乏しいことに留意し、丁寧な職業相談に努める。また、安定所が使用する紹介状様式に準じた様式を使用するよう努めるとともに、職業安定法第5条の6第1項に基づき紹介保留期間中の求人に紹介することがないようにする。

4 事業者が本申合せ等に抵触する取扱いを行った場合について

- (1) 学校は事業者が本申合せ等に抵触する取扱いを行った場合は、速やかに管轄の安定所へ連絡する。
- (2) 連絡を受けた安定所は、その内容を局職業安定課へ報告することとし、局職業安定課は、その内容に応じて局職業安定課需給調整事業室等の関係機関と十分に連携を図り、速やかに問題の解決に努める。
- (3) 事業者は労働局や安定所と情報を共有し、連携して問題解決に当たる。

令和6年2月20日

山口県高等学校就職問題検討会議
山口県商工会議所連合会
山口県商工会連合会

山口県経営者協会
山口県中小企業団体中央会
山口県公立高等学校長会
山口県高等学校長協会
山口県私立中学高等学校協会
山口県
山口県教育委員会
山口労働局

□ 民間職業紹介事業者が担う事項

民間職業紹介事業者（以下「事業者」という。）においては、高校、高校専攻科、中等教育学校又は総合支援学校（以下「高校等」という。）に対して新たに求人情報を提供しようとするときは、以下に示す事項を遵守することとし、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）や同法に基づく指針を十分に踏まえ、事業者としての責務を果たすこと。その他学校教育の円滑な実施に支障がないよう必要な配慮を行うこと。

1 教職員、生徒（保護者）への事前説明

事業者が新たに高校等に対して求人情報を提供しようとするときは、以下により学校へ連絡のうえ、教職員、説明を希望する生徒及び保護者（学校または保護者自身が必要と判断した場合）に対して事前の説明を行うこと。

- (1) 連絡の時期：令和 6 年 5 月 1 日以降（可能な限り早い時期）
- (2) 連絡先：高校等の長（実務担当者：進路主任）
- (3) 事前説明の内容
 - ① 就職を希望する生徒への就職までの支援方法に係る説明
 - ② 事業者が明示すべき事項（手数料等）
- (4) 事前説明の対象：教職員、生徒、保護者
- (5) 事前説明の方法：資料配布、Web、対面による説明等（高校等と協議のうえ決定）

2 求人情報の提供等

- (1) 求人者から事業者への求人申込みの受理開始期日
令和 6 年 6 月 1 日以降
- (2) 高校等への求人提示及び公開の開始時期・方法等
 - ア 求人の提示・公開の開始時期：令和 6 年 7 月 1 日以降（厳守）
 - イ 求人の提示・公開の方法：事業者から高校等へ求人情報（求人票）を提供
 - ウ 高校等への求人提供の方法：持参（※）
※なお、事前に高校等と協議した場合はその方法による。
- (3) 生徒からの求人内容に係る相談への対応
 - ア 事業者において対応すること。
 - イ 相談方法については、事業者が予め指定すること。
- (4) 留意事項
 - ア 事業者は求人を受理する場合は、求人者に対して従業員採用計画を検討したうえで求人提出を行うよう徹底を図ること。
 - イ 事業者は求人票を整理するためのファイル等を準備し、生徒が閲覧しやすいよう配慮するとともに、求人の追加等があった場合は事業者の責任で整理すること。
 - ウ 事業者は高校等へ提供した求人について、求人者が募集を中止又は募集人員を減じようとすることを把握した場合は、速やかに求人を提供した高校等（以下「学校」という。）及び求人者の管轄の公共職業安定所（以下「安定所」という。）へ求人者から連絡するよう徹底すること。

3 応募前職場見学への対応

(1) 実施時期

事業者が提供した求人に係る応募前職場見学は原則、夏季休業中に実施すること。

(2) 留意事項

ア 事業者は生徒との連絡や企業との調整、苦情等、全てに責任を持って対応することとし、原則として事業者が同行すること。

※ やむを得ず生徒のみで参加する場合は、保護者の同行や任意保険への加入等を推奨する。

イ 事業者は、応募前職場見学に参加する生徒について、生徒の氏名、見学する求人者名、実施日時等の情報について適宜文書等（任意様式）により学校に報告すること。

ウ 事業者において採用選考類似行為を把握した場合は、学校及び山口労働局職業安定課へ連絡すること。

4 生徒への職業紹介・採否通知

(1) 事業者から生徒への職業紹介

ア 事業者は、事業者を利用して求職を希望する生徒からの求職申込みを直接受けること。

イ 事業者は、生徒が求職申込みを行う際にあらためて職業紹介業務に関わる手数料（求職者から徴収するもの）を明示するとともに、当該手数料に係る説明を行うこと。

ウ 事業者は、職業紹介等の具体的な方法について、上記1により教職員、生徒（保護者）へ事前の説明を行うこと。

エ 事業者は、職業相談から応募書類の作成補助・模擬面接の実施等、職業紹介、定着指導にかかるまで、全てを実施すること。ただし、生徒の希望により前述の支援の一部を学校に対して求めた場合はこの限りではない。

オ 事業者は、学校に対して、生徒の氏名、応募予定の求人者名、面接日時等の情報について適宜文書等（任意様式）により報告すること。

カ 事業者は、職業紹介において発生した苦情等について対応すること。

キ 事業者は、面接が終了した生徒に受験報告書（県様式）を提出させること。

ク 事業者は、関係法令に照らし違法又は不法な内容を含む苦情等専門的な相談援助を必要とする苦情について把握した場合は、山口労働局職業安定課へ連絡すること。

(2) 生徒への採否通知、卒業までの対応等

ア 事業者は、職業紹介を行った後、採否結果を速やかに把握し、生徒（保護者）及び学校へ文書等（任意様式）により当該採否結果を通知すること。

イ 事業者は、学校へ採否結果を通知する際に生徒から提出された受験報告書（県様式）の写しも併せて提出すること。

ウ 事業者は、内定後の連絡（内定式への出席依頼、採寸、入社式等）等のフォローを行い、学校に対して適宜情報提供すること。

エ 事業者は、内定辞退等、就職に至るまでに発生した苦情等について対応すること。

オ 事業者は、生徒の内定取消し及び入職時期繰下げを把握した場合は、速やかに学校及び求人者の管轄の安定所へ連絡するよう求人者に対して徹底すること。

5 事業者を利用した複数応募について

(1) 開始時期・方法等

ア 令和6年10月1日以降は一人二社までの複数応募を可能とする。

イ 学校推薦との併用も可能とするが、学校推薦と合わせて一人二社までとする。

(2) 留意事項

生徒及び保護者が応募前職場見学を希望した場合は、上記3の(2)に準じて対応すること。ただし、学校教育の円滑な実施に支障がないよう調整すること。

□ 高校等に関する事項（学校が関与すること）

事業者から、高校等に対して求人者の提出があったときは、以下に示す事項に沿った対応をすること。

1 教職員、生徒（保護者）への事前説明

高校等は、事業者が新たに高校等に対して求人情報を提供しようとするときは、教職員、希望する生徒及び保護者への事前説明の機会を提供するよう努めること。

2 求人情報の提供等

(1) 事業者から高校等への求人情報の提供開始時期・方法等

ア 事業者から高校等への求人情報の提供開始時期：令和6年7月1日以降（厳守）

イ 高校等は、事業者から求人情報の提供があった場合は、希望した生徒が当該求人情報を閲覧できる状態にすること。

(2) 留意事項

学校は、求人者が募集を中止又は募集人員を減じようとするについて事業者から報告を受けること。

3 応募前職場見学への対応

(1) 留意事項

ア 学校は、事業者から、生徒の氏名、見学する求人者名、実施日時等の情報について適宜文書等（任意様式）により報告を受けること。

イ 学校は、事業者から、生徒の採用選考類似行為に関する報告を受けること。

4 生徒への職業紹介・採否通知

(1) 事業者から生徒への職業紹介

ア 学校は、事業者を利用して求職を希望する生徒には、事業者に対して直接求職申込みを行わせること。

イ 学校は、教職員、希望する生徒（保護者）が事業者から職業紹介等の具体的な方法について事前説明を受けられるよう配慮すること。

ウ 学校は、生徒が職業相談、応募書類の作成補助・模擬面接の実施等、職業紹介又は定着指導のいずれか一部についての実施を希望した場合は対応すること。

エ 学校は、生徒の求めに応じて、全国高等学校統一応募用紙（調査書）の作成を行うこと。

※ 職業安定法に基づく指針(平成11年労働省告示第141号) 第5の1(4)

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働供給を受けようとする者は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校若しくは義務教育学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一応募用紙又は職業相談票（乙））により提出を求めること。

オ 学校は、事業者から生徒の氏名、応募予定の求人者名、面接日時等の情報について適宜文書等（任意様式）により報告を受けること。

(2) 生徒への採否通知等

ア 学校は、生徒の採否結果について、事業者から報告を受けること。

イ 学校は、生徒（保護者）と事業者間で行われる内定後の連絡（内定式への出席依頼、採寸、入社式等）について、事業者から情報提供を受けること。

ウ 学校は、求人者による生徒の内定取消し及び入職時期繰下げについて、事業者から報告を受けること。

5 事業者を利用した複数応募について

(1) 開始時期・方法等

ア 令和6年10月1日以降は一人二社までの複数応募を可能とする。

イ 学校推薦との併用も可能とするが、学校推薦と合わせて一人二社までとする

(2) 留意事項

学校は、事業者に対し学校教育の円滑な実施に支障がないよう配慮を求めることができる。